明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業一〇）　一
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二二二四）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
特定計量器型式承認（独立行政法人産業技術総合研究所・日本電気計器検定所）、預金等債権の買取り、平成二十二年度公害防止管理者等国家試験合格者関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十二年十月財務省農林水産省経済産業省告示第九号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十二年十二月十五日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条―第九条）
第三章　災害等に関する事案（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する事案

三　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策がとられる事案であって、次に掲げるもの

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案

ロ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案

ハ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ニ　事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ホ　ＳＦＣＧ関連特別相談窓口に関する事案

ヘ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案

ト　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

チ　口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口に関する事案

リ　円高等対策特別相談窓口に関する事案

ヌ　日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口に関する事案

ル　株式会社武富士関連特別相談窓口に関する事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十三年三月三十一日までとする。